

令和元年度 行政との意見交換会 意見交換の部 要旨一覧

No.	地区名	ジャンル	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
1-4-1	南部	(2)安心安全なまちづくりに向けて ②地域防犯	<p><辻一丁目児童公園への防犯カメラの設置及び維持管理について></p> <p>地域内にある辻一丁目児童公園は、地域の幼児の遊び場、近隣の保育園・幼稚園の園児の遊び場、小学生の放課後の遊び場、地域イベントの開催、お年寄りのランドゴルフ場等、多くの住民に活用されています。</p> <p>しかし、不審者やホームレスによる安心・安全面、また、ゴミ投棄、落書き等により、近隣住民が困っています。</p> <p>つきましては、防犯カメラを設置することにより、犯罪防止、抑制力、迷惑行為の解決等、子どもたちの安全、公園近隣の住民への安心につながりますので、是非、設置、維持管理をお願いします。</p>	<p>現在、繁華街に近接する公園については、公園施設の財産保護を主目的として、犯罪予防を副次的な目的として、防犯カメラの設置を検討しております。ご意見のありました辻児童公園については、市が防犯カメラを設置する予定はありません。</p> <p>【都市局都市計画部都市公園課計画係】</p>
1-4-2	南部	(4)他団体と連携した街づくりに向けて ②小中学生と地域との関わり	<p><小学校中・高学年、中学生が友達と遊べる広場を 保証してほしい></p> <p>地区内の公園は、ほぼ幼児用公園であり、ボール遊び禁止になっています。最近、幼児にとって危険と思われる遊具は使用禁止にされ、高学年の児童は、公園のすみでのカードゲームや、公園の周りの道路でスケートボード、自転車での追いかっこをしており、交通事故が起きないか危惧しています。</p> <p>なお、遊び場のない子ども達は、ショッピングセンターやゲームセンターへ流れていることから、友人と自由に遊べる広場を確保できるようお願いいたします。</p>	<p>御指摘のとおり、近年、子どもたちがボール遊びをしたり、親子でキャッチボールをしたりできる場所が少なくなってきております。</p> <p>そこで、スポーツ振興課では、しばらくの間、事業で使用できない市の土地を整備し、管理運営を市民の皆様にご負担いただくことで、誰もが気軽に利用できる「スポーツもできる多目的広場」として開放しており、現在、市内に16か所ございます。</p> <p>なお、南区には1か所、辻南小学校の隣に「スカイフラワーパーク」の名称で整備しております。</p> <p>「スポーツもできる多目的広場」の候補地となる土地は、「平坦な土地」や「利用の障害となる既存樹木が存在しない土地」、「多目的広場として原則5年以上の利用が可能と想定される土地」を選定条件としております。</p> <p>また、候補地の一覧は市ホームページから御覧いただくことができます。</p> <p>(https://www.city.saitama.jp/004/006/003/003/p017298.html)</p> <p>【スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設係】</p>
1-4-3	南部	(3)生活環境を守る活動に向けて ①交通アクセス	<p><笹目川にかかる水辺公園橋について></p> <p>白幡6丁目と辻4丁目に位置する笹目川にかかる水辺公園橋については、平成8年3月に木造で竣工されましたが、老朽化が進み、所々に金具が出ており、腐食が始まっております。通行時には、腐食の進んだ箇所に入り、いつケガをしてもいい状況となっていることから、建て替えを希望いたします。理由としては、笹目川には2本の橋がありましたが、1本はなくなり、水辺公園橋は、通行に不可欠な橋であるからです。</p> <p>できる限り、早い時期に、建て替えをお願いします。</p>	<p>水辺公園橋については、現在、架け替えの予定はありませんが、今後も安心安全にご利用いただくために定期点検を実施していくとともに、ご意見のありました木が腐食している箇所も含め、必要な補修を行ってまいります。</p> <p>なお、腐食部分の補修工事については、令和元年11月15日に実施いたしました。</p> <p>【建設局南部建設事務所道路安全対策課橋りょう整備係】</p>
1-4-4	武蔵浦和	(3)生活環境を守る活動に向けて ③ゴミ・衛生	<p><家庭ごみの戸別収集方式導入に向けて地域限定の試験的実施を要望></p> <p>1 さいたま市では戸建住宅でステーション方式、5世帯以上の住宅では専用のごみ収集所を設置してのごみ回収が行われているが、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① カラス、猫による散乱被害が防ぎきれない。 ② ごみ収集日を守らない、ごみの分別が不十分なまま出す人がいるというごみ集積所が少なからず見受けられる。 ③ 事業系廃棄物の持込やごみとして回収できないPC、TV等を捨てられる事例もある。 ④ 管理上の問題等から集積場所の選定ができずに輪番制にしている所もある。といった問題がある。 <p>2 そのため、戸建住宅では原則として戸別方式のごみ収集に変更することにより、上記のような問題が激減すると考えられる。東京都品川区のようにごみの減量効果も期待できると考える。また、要介護高齢者や障害者の方々のごみ出しもかなり楽になる。</p> <p>さらに、場所によってはごみが山積みされて歩行者の妨げになっていたこともなくなるという効果も期待できる。そこで、地域限定で試験的に戸別収集方式あるいは併用の試験的実施を行い、効果の検証を行ってもらうことを要望する。</p> <p>3 他の政令指定都市を見ると大阪市、名古屋市、福岡市が戸別回収方式、堺市、相模原市は併用という現状である。</p> <p>また、東京都内23区をみても台東区、品川区が戸別回収方式、千代田区、港区、新宿区など9区が併用である。(環境省HP 平成29年度実績による)。</p> <p>さいたま市でも戸別回収方式の実現可能性は十分にあると考える。</p>	<p>本市では、家庭から出されるごみについては、ごみステーション方式を採用し、ごみ収集を実施しているところでございます。</p> <p>戸別収集については、ご提案いただいた様々な問題解決のための施策の一つであると認識しておりますが、ステーション収集に比べ、多くの収集人員や車両が必要になり、回収ルートが複雑化し、塵芥車が通れない狭隘道路等もあることから、新たに小型車両を用意する必要性等もあり、収集コストの大幅な増大につながるといった側面もございます。</p> <p>また、他市の事例をみますと、戸別収集の実施に伴い増大するコスト対策として、回収回数の削減やごみの有料化などを実施する自治体もあり、全戸で戸別収集を実施する場合、多くの課題があるものと認識しております。</p> <p>そのため、現状では、自ら収集所までごみを運ぶことが困難な、65歳以上の一人暮らしの高齢者や障害者などについては、「ふれあい収集」として戸別収集を行なっているところです。</p> <p>本市といたしましては、戸別収集を実施している自治体の状況などを確認しつつ、当分の間は市民の皆様のご協力の下、ふれあい収集を併用しながらステーション方式を継続していきたいと考えておりますので、ご意見をいただきました地域限定の試験的導入につきましても、現在のところ実施する事は考えておりません。</p> <p>今回、頂きましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくごお願いいたします。</p> <p>【環境局資源循環推進部資源循環政策課政策推進係】 【環境局資源循環推進部廃棄物対策課家庭系ごみ係】</p>

令和元年度 行政との意見交換会 意見交換の部 要旨一覧

No.	地区名	ジャンル	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
1-4-5	武蔵浦和	(2)安心安全なまちづくりに向けて ①地域防災	<p><荒川がはん濫した場合の想定浸水深表示方法の改善依頼></p> <p>さいたま市の避難場所案内板に想定浸水深が書かれていますが小さく分かりにくい表示です。戸田市の避難所案内板には想定浸水深が大きく分かりやすく書かれていて、想定浸水の深さには「赤いテープ」が貼られています。さいたま市の避難場所案内板にも想定浸水の深さが分かるように改善をお願いいたします。</p> <p>国土交通省の浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション検索システム)によると、笹目橋付近(河口から29.2Km左岸)がはん濫した場合、沼影地区への浸水は9から12時間後です。浦和北高付近(河口から37.6Km左岸)がはん濫した場合、沼影地区への浸水は4から5時間後です。開平橋付近(河口から48.0Km左岸)がはん濫した場合、沼影地区への浸水は15から18時間後です。</p> <p>なお、荒川第一調整池(28.8Kmから37.2Km)は2004年に完成。第二調整池(37.2Kmから44.0Km)と第三調整池(44.4Kmから48.0Km)の整備は2018年から始まっています。第二・三調整池は2030年に完成予定です。</p>	<p>荒川沿いに位置する西区・桜区・南区において、避難場所標識に荒川氾濫時の想定浸水深を表示しておりますが、更なる取り組みとして、民間電力関連会社のご協力のもと、電柱の企業広告の一部に想定浸水深を掲出することに着手しております。</p> <p>【総務局危機管理部防災課防災対策係】</p>
1-4-6	西浦和	(2)安心安全なまちづくりに向けて ①地域防災	<p><防犯カメラの設置について></p> <p>内谷四丁目公園に隣接する北口集会所には、リース契約にて、防犯カメラを設置しており、警察当局等に情報提供で、何度も協力しております。</p> <p>しかし、防犯カメラ設置の補助の対象については、現金買取したもののみであると認識しておりますが、防犯カメラの普及には、リース契約での導入も含める必要があると思えます。</p> <p>そこで、リース契約での導入も補助対象としていただきたいです。</p>	<p>地域防犯カメラ助成金制度につきましては、自治会の皆様からのご要望を受け、今年度から助成金額の上限を15万円から20万円への引き上げを行い、制度の拡充を図ったところでございます。</p> <p>しかしながら、現行の助成金制度では、リース契約による防犯カメラの設置費用については、対象外としております。</p> <p>今後につきましては、より活用しやすい助成制度となるよう自治会の皆様方からのご意見を参考として、制度見直しを含めた検討を進めて参りたいと考えております。</p> <p>【市民局市民生活部市民生活安全課交通防犯係】</p>
1-4-7	西	(2)安心安全なまちづくりに向けて ①地域防災	<p><一時避難場所の確保について></p> <p>鹿手袋第二自治会は、地震災害発生時の避難先は、浦和大里小学校、水害時は埼玉大学附属中学校です。</p> <p>万一、地域内全員が避難した場合に、それぞれの避難所では収容不可能だと思いますので、一時避難できる場所の確保が必要不可欠です。企業の会議室等、一時避難できる場所の確保の協力をお願いします。</p>	<p>避難者を指定避難所だけでは収容が困難となった際には、二次避難所を開設する備えがあります。</p> <p>さいたま市では、一時的な緊急避難場所として、多くの人数に対処できる施設など、市内の広域的な避難の協定について、取り組んでいるところです。</p> <p>なお、指定避難所につきましては、自宅に住めない方が避難生活を送る場所です。そのため、本市では、自宅での生活が可能であれば、在宅避難をしていただくよう、その備えを含めた啓発についても取り組んでまいります。</p> <p>【総務局危機管理部防災課防災対策係】</p>

令和元年度 行政との意見交換会 意見交換の部 要旨一覧

No.	地区名	ジャンル	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
1-6-1	大谷場	(2)安心安全なまちづくりに向けて (3)交通安全	<p><電柱のモール化と道路舗装等の整備> 周辺住民から多くの要望があることから、電柱の移設もしくはモール化(地中化)と、道路を全面舗装(少なくともさいたま市側だけでも)してください。 1 道路中央に電柱とポールが設置されている。 2 道路中央を境にして、左側(田畑側)が川口市、右側(民家側)が南浦和4丁目3番周辺である。 3 道幅が狭く、かつ、中央に電柱があるため、対向自転車が来た場合、一方が通り過ぎるまで退避している状態である。 4 夜間は周辺が暗く非常に危険である。 5 道路の一部がアスファルト舗装されており、大半が砂利道で段差等もあり、かつ、道幅が狭い。 6 自転車に乗って通行するのは走りにくく、大変危険(倒れる危険性あり)な状態である。また、高齢者の場合は、歩行するのも歩みにくく、危険も大きい。</p>	<p>要望のありました道路は、さいたま市と川口市との界で、砂利敷き道路部分は川口市域となります。また、川口市部分は、土地区画整理事業地内です。 今回いただいた要望について、川口市の担当部局と調整いたしましたところ、区画整理事業で整備するとのことでした。 区画整理事業は、施行期間の長い事業ではありますが、事業の進捗状況を見ながら、確認してまいります。 【南区役所くらし応援室土木担当】</p>
1-6-2	谷田	(2)安心安全なまちづくりに向けて (3)交通安全	<p><歩道橋の歩行面の修復について> 産業道路で、二十三夜に歩道橋があります。階段部分の仕上材は問題ありませんが、登り切った水平部分の通行面の仕上材がはがれて、凹凸状態になっています。歩行時につまずき、転倒の恐れがあります。安全に通行ができるようお願いします。 また、通路面に雑草が生えているので、維持管理もお願いします。</p>	<p>ご意見のありました太田窪歩道橋の通路面の雑草については、除草しました。 また、仕上げ材の剥がれによる凹凸については、凹凸が無いように補修いたします。 補修工事については、遅くとも年度内には実施いたします。 【建設局南部建設事務所道路安全対策課橋りょう整備係】</p>
1-6-3	谷田	(2)安心安全なまちづくりに向けて (2)地域防犯 (3)交通安全	<p><善前小学校の東側の道路の街路灯の設置について> 善前小学校の東側で、太田窪2588の土地を縦断する道路約40mの道路に街路灯がありません。付近は、竹と樹木で住宅がないので、夜間は真暗で大人の人でも通行には危険で不便です。 夜間の通行の安全確保に街路灯の設置をお願いします。</p>	<p>照明施設の設置につきましては、今回の要望道路のように幅員が狭い道路の場合は、交通の妨げになるため、道路上ではなく民地に設置をさせていただいております。 照明施設の設置を円滑に進めていくために、また、後々地域にトラブルを残さないためにも、地域の皆様の総意に基づく要望をお願いしたいと考えております。 どうぞ、よろしく願いをいたします。 【南区役所くらし応援室くらし支援担当】</p>
1-6-4	谷田	(1)自治会活動の活性化に向けて (1)活動の活性化 (4)加入促進	<p><自治会活動の活性化・加入促進> (1)受領・提出文書の授受の効率化 文書の授受は、全てが郵送か持参(手渡し)になっております。行政側・自治会側の負担を軽減するため、電子化が必要だと思っております。できるところからでよろしいと思っております。 (2)南区自治会 会員証(シール)の発行 自治会会員同士の連帯感を高め、非会員にも自治会活動に関心を持ってもらう。</p>	<p>(1) 行政側・自治会側の負担を軽減、電子化につきましては、申請書や添付書類の見直しと併せて検討してまいります。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課コミュニティ活動支援係】</p> <p>各自治会への文書の授受につきましては、郵送・持参ということで、自治会長及びご担当者へ、ご負担をおかけしており、申し訳なく存じます。 さて、補助金の申請・実績報告書等の提出には、現時点では、提出を省略できない書類がありますことをご理解いただければと存じます。 今後につきましては、会長のご提案のとおり、「できることから」という観点で、庁内での連携を図ってまいりたいと考えております。 【南区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係】</p> <p>(2) 自治会会員証(シール)につきましては、自治会員としての証を表示することにより、自治会員同士の連帯感の向上や自治会未加入者への加入促進啓発に一定の効果があるものと考えております。一方で、地域によっては、自治会未加入者との差別化を図ることで、摩擦が生じるおそれがあることを危惧しております。 自治会の加入促進につきましては、今後とも、ポスターやリーフレットを活用した啓発活動、民間事業者と連携した啓発活動、各種イベント会場での啓発活動により、広く自治会加入を呼びかけると共に、新たな加入促進策についても、さいたま市自治会連合会及び南区自治会連合会と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課コミュニティ活動支援係】 【南区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係】</p>

令和元年度 行政との意見交換会 意見交換の部 要旨一覧

No.	地区名	ジャンル	質問・意見の内容(Q)	回答・見解・処理方針の内容(A)
1-6-5	谷田	(5)その他 (地域住民の交流、文化振興に寄与する施設の健全な環境状態の維持)	<p><「谷田公民館」の補修・改善> 平成28年度の「行政との意見交換会」において、本件について課題提出し、行政サイドからは、老朽化対策として建物の全体改修を平成31年度に実施する予定との回答をいただきました。 しかしながら、これまでのところ一部トイレの洋式への改修、および和室の畳の表替えがなされたほかは、具体的アクションは一切ありません。 一日も早い補修・改善が望まれるところで、今後の見通しについて説明をいただきたい。</p>	<p>生涯学習総合センターでは、バリアフリー化推進の観点から、平成29年度にエレベーターが未設置の公民館について設置可能性調査を実施いたしました。その結果、谷田公民館については、エレベーター設置の可能性があるとの結果が出ました。 谷田公民館の改修については、御指摘のとおり令和元年度に予定しておりましたが、エレベーター設置可能性調査の結果を受けて、エレベーター設置に関する整備手法やコスト縮減等を検討することとなったことから、改修時期を見直すこととなりました。 谷田公民館の具体的な改修時期でございますが、令和3年度からの「公民館施設リフレッシュ計画」(第2期)を策定する中で検討してまいります。 御不便をお掛けしますが、何卒御理解、御協力のほど、お願いいたします。 【教育委員会事務局生涯学習総合センター施設係】</p>
1-6-6	大谷口	(2)安心安全なまちづくり ②地域防災	<p><公園(予定地を含む)に防災倉庫や掲示板の設置を> 現在、市では各自治会に自主防災組織の育成と強化を図り、防災体制の万全を期している。各自主防災組織では、徐々に市の補助金等を利用して、防災用備品を用意しながらそれらを収納するべく倉庫も備えるようにしている。 しかし、その倉庫の設置場所に適当な場所がなく、個人所有地を借用したり、一部の公園の一隅を借用し利用しているが、個人所有地の借用は難しいのが現状である。 一方、公園は市民が集うところであり、又、災害時には一時避難場所として利用されているが、面積率の小さい公園への設置は認められていない。 ついては、公園の面積率に関係なく、防災倉庫の設置を認めてもらいたい。ちなみに、倉庫は大体1.5坪(約5㎡)から3坪(10㎡)である。 また、市の広報等を知らしめるべく、自治会掲示板の設置は、道端にあたり、私有地の設置が主であるが、今後、私有地の借用が難しくなる一方であるため、公園の一角に設置を認めてもらいたい。</p>	<p>公園内に防災倉庫を設置することにつきましては、設置場所を公園以外に確保することができない場合のみ、公園面積の大小に関わらず、小規模公園であっても設置が許可される場合があります。ただし、公園面積に応じて設置可能な防災倉庫の数や規模が異なるので、公園管理者へご相談くださいようお願いいたします。 掲示板につきましては、現在のところ新規に設置することは許可できかねますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 【都市局都市計画部都市公園課計画係】</p>